

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

## 付属合意書 N° 3

2013年9月7日に、東京都（以下「開催都市」という。）、日本オリンピック委員会（以下「NOC」という。）及び国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）により締結された2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020/東京）に関する開催都市契約（以下「HCC 2020」という。）に関する付属合意書

### 前文:

2013年9月7日にブエノスアイレスにて開催された第125回IOC総会において第32回オリンピック競技大会（2020/東京）の開催都市に東京が選定された後、開催都市、NOC及びIOCは、同日、HCC 2020を締結した。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、2014年8月6日に開催都市、NOC、IOC及び組織委員会（以下これらを総称して「本契約当事者」という。）の間で締結された併合契約（以下「Joinder Agreement」という。）に規定された条項に従って、HCC 2020を忠実に遵守するとともに、HCC2020の完全なる当事者となった。

HCC 2020のセクション6の記載は以下のとおり:

#### **6. テクニカルマニュアル、指針およびその他の指示の内容の変化**

開催都市、NOC、およびOCOGは、テクニカルマニュアル、指針、その他IOCの指示により定められた条件および条項に従うものとする。開催都市、NOC、およびOCOGは、本契約に含まれる、または参照することで本契約に組み込まれる、テクニカルマニュアル、指針およびその他の指示の内容が、当該事項に関するIOCの現在の立場を表したものであるが、他方、それらの資料は技術上その他の変更（これらの変更の一部は、本契約の当事者の支配が及ばない場合もある）の結果、発展する場合もあることを認める。IOCはかかるテクニカルマニュアル、指針およびその他の指示を修正し、かつ新たなテクニカルマニュアル、指針および指示を発行する権利を留保する。開催都市、NOC、およびOCOGは、本大会がIOCの決定に基づき最良なかたちで組織されるように、これらの修正、および新しいテクニカルマニュアル、指針および指示のすべてに対応するものとする。しかしながら、本契約の当事者が、当該修正、または新しいテクニカルマニュアル、指針および指示が結果として財政上の義務について重大な悪影響を及ぼすと考える場合、当該当事者は、IOCがその修正、新しいテクニカルマニュアル、指針、または指示を発行した日から30日以内に書面にてIOCに報告し、その重大な悪影響について明らかにするものとする。IOCはこの重大な悪影響について、相互に満足がいく方法で対処することを目的に関係当事者と協議するものとする。IOCとかかる関係当事者が相互合意による解決に至ることができない場合、当該関係当事者は、以下の第87条に従い、その件を法的拘束力のある仲裁に委ねる権利を有するものとする。

2017年5月4日に、本契約当事者は、HCC2020締結時に有効だったテクニカルマニュアルがHCC大会運営要件2015（以下「HCC大会運営要件2015」という。）に完全に置き換えられるとともに、HCC大会運営要件2015が付属合意書No1に記載された例外を除き本契約当事者に完全に適用されることに合意し、HCC2020の付属合意書No1を締結した。

2017年5月4日に、本契約当事者は、HCC2020のセクション85に規定された秘密保持条項を修正することに合意し、HCC2020の付属合意書No2を締結した。

2017年10月2日に、IOCは、HCC 2020のセクション6に従い、開催都市、NOC及び組織委員会に対して、「開催都市契約大会運営要件」が2016年12月に改訂されたこと（以下「HCC大会運営要件2016」という。）を通知するとともに、開催都市、NOC及び組織委員会がHCC大会運営要件2016の適用に応じるか、または、HCC大会運営要件2016が結果として財政上の義務について重大な悪影響を及ぼすと考えられる場合にはその旨をIOCに通知するよう要請した。

組織委員会、開催都市及び NOC は、IOC と合意した締切日までに、HCC 大会運営要件 2016 のうち数項目が結果として財政上の義務に重大な悪影響を及ぼすと考えられる旨を IOC に通知し、その後、IOC、組織委員会、開催都市及び NOC は、相互に満足する方法にて、財政上の義務に重大な悪影響を及ぼすとして申し立てられた項目に関して対処するための協議を実施してきた。

かかる協議の結果、本契約当事者が相互に合意できる結論が見出されたため、それらを本付属合意書に記載する。

よって、本契約当事者は以下のとおり合意する：

#### 1. 付属合意書 N°1 の置き換え

本契約当事者は、付属合意書 No3 が有効になる日から付属合意書 No1 が効力を失い、付属合意書 No3 に置き換えられることに合意する。

#### 2. HCC 大会運営要件 2016 の適用

本契約当事者は、本付属合意書 No3 の締結日以降、HCC 2020 締結時に有効だったテクニカルマニュアル及び HCC 大会運営要件 2015 が HCC 大会運営要件 2016 に完全に置き換えられるとともに、HCC 大会運営要件 2016 が本契約当事者に完全に適用され、本付属合意書 No3 のセクション 3 及びセクション 4 に記載された事項のみが例外として適用除外となることに合意する。

#### 3. HCC 大会運営要件 2016 の変更と適用の除外

本契約当事者は、HCC 大会運営要件 2016 の適用において、本付属合意書 No3 の添付書面 1 に規定のとおり、HCC 大会運営要件 2016 の規定文言の変更および適用の除外があることに合意する。

#### 4. 今後の協議

さらに、本契約当事者は、HCC 大会運営要件 2016 における以下の項目の適用が本契約当事者間における今後の協議の対象であること、そして本契約当事者は当該項目に関して可能な限り早い段階で相互に合意できる結論を導き出すために最善を尽くすことに合意する。

##### BRS 04 – 大会運営フェーズ- その他の施設及びサービス (64 頁)

[...]

- 完成済みで稼働可能な約 10 から 12 の RHB 中規模スタジオ（1 スタジオ当たり約 70m<sup>2</sup>）を収容した施設とスタンドアップポジションを提供する。当該施設は、オリンピックエリアまたは開催都市を象徴する場所を遮るものなく見渡せ、電源、HVAC、セキュリティ、コンパウンドなどが整備される。 [...]

##### BRS 付属書 1 – 80. TV スタジオの建物 (247 頁)

- RHB の複数の中規模スタジオ（50～100m<sup>2</sup> など）を備えた完成済みで稼働可能な施設を提供し、以下の事項の遵守を確保する。
  - RHB のスタジオの数は 20 を超えるべきではない。 [...]
  - TV スタジオの建物には、個々のスタジオと同等の景色が見渡せる複数のスタンドアップポジションを、TV スタジオの建物の近く、または建物の一部として設営するものとする。またバックオブハウスコンパウンドは共用されるものとする。スタンドアップポジションは、照明と電源だけでなくオープンだが天蓋を持っている。 [...]

本契約当事者が、本大会運営要件の適用について合意に至るまでは、HCC 大会運営要件 2015 の関連条項が適用される。：

**BRS 04 - 運営フェーズ- 施設及びサービス (56 頁)**

[...]

- 複数の RHB 中規模のスタジオを収容する完全に完成済みで稼働可能な施設とオリンピックエリアまたは開催都市の関連スポットを遮るものがなく見渡せる、電源、HVAC、セキュリティ、コンパウンドなど備えたテレビ中継ポジションを提供する。[...]

**BRS 付属書 1, 80. TV スタジオの建物 (242 頁)**

[...]

- TV スタジオの建物は、個々のスタジオを同等に見渡せる複数の中継場所を、建物の近くに、または建物内の一部を使って設営するものとする。またバックオブハウスは共用されるものとする。中継位置は、キャノピーと照明及び電源以外に物を置かないものとする。[...]

**5. 更なる変更は無いこと**

本契約当事者は、本付属合意書に従って本契約当事者間で明確に合意した変更点を除き、HCC 2020 が、更なる変更無く継続して効力を有し、適用されることに合意する。

**【署名は次頁に続く】**

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

日本オリンピック委員会

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

東京都

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

国際オリンピック委員会

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

添付書面: 開催都市契約大会運営要件 2016 年 12 月版の適用にあたっての例外事項

## 2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に対する付属合意書N°3

### 添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2016の適用に対する例外 - 大会運営要件2016年12月版

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション3に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、JOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2016年12月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する（修正箇所は、**太字及び下線**で表記する）。開催都市契約大会運営要件2015について\*を付記した項目は、付属合意書N° 1で修正に合意した項目である。付属合意書N° 3のセクション1に従い、付属合意書N° 1は、全体として付属合意書N° 3に置き換えられる。

ID	開催都市契約大会運営要件 2015	開催都市契約大会運営要件 2016	状況	開催都市契約大会運営要件2016の修正
1	SPT 38 - FOP準備のための機器の提供* テストイベントと実際の大会のFOPの準備に必要な全ての機器(ゴム製モーターポート、トラクターなど)を提供する。	SPT 40 - FOP準備のための機器の提供 ・テストイベントと実際の本大会のFOPの準備に必要な全ての機器(ゴム製モーターポート、トラクターなど)を提供する。	文言修正	SPT 40 - FOP準備のための機器の提供 ・テストイベントと実際の本大会のFOPの準備に <b>必要な</b> 機器(ゴム製モーターポート、トラクターなど)を提供する。
2	SPT 30 - 気象データ* ・屋外競技の場合、競技シーズン(冬季または夏季)中の気象データを収集する、観測所を競技会場毎に設置する。これらの観測所は、開催都市の選定後、可能な限り早期に、遅くとも大会の4年前までに設置されるものとする。観測所は、各IFの気象報告要件に適合するデータを収集する。気象サービスの提供者は、INFO+や他のデータシステムで使用するための開催都市内の気象データ及び測定基準についても提供する。	SPT 30 - 気象データ ・屋外競技の場合、競技シーズン(冬季または夏季)中の気象データを収集する観測所を競技会場毎に設置する。これらの観測所は、開催都市の選定後、以下のとおり、可能な限り早期に設置されるものとする。 一オリンピック競技大会の4年前まで 一冬季オリンピック競技大会の5年前まで ・観測所は、各IFの気象報告要件に適合するデータを収集する。気象サービスの提供者は、大会情報システム(INFO+)や他のデータシステムで使用するための開催都市内の気象データ及び測定基準についても提供する。	文言修正	SPT 30 - 気象データ ・屋外競技の場合、競技シーズン(冬季または夏季)中の気象データを収集する、観測所を競技会場毎に設置する。これらの観測所は、開催都市の選定後、以下のとおり、可能な限り早期に設置されるものとする。 一オリンピック競技大会の <b>3</b> 年前まで 一冬季オリンピック競技大会の5年前まで ・観測所は、各IFの気象報告要件に適合するデータを収集する。気象サービスの提供者は、大会情報システム(INFO+)や他のデータシステムで使用するための開催都市内の気象データ及び測定基準についても提供する。
3	CER 11 - 追悼式* ・選手入場の後、公式スピーチの前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられることを確保する。 ・この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切なものであることを確保する。	CER 11 - 追悼式 ・選手入場の後、公式スピーチの前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられることを確保する。 ・この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切なものであることを確保する。	文言修正	<b>CER 11 - 追悼式</b> ・選手入場の後、公式スピーチの前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられることを確保する。 ・この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切なものであることを確保する。 <b>・IOCとOCOGは、追悼式を閉会式のプログラムに組み込むことにより追悼式を実施しない閉会式と比較して追加の費用がかからないようにするために、クリエイティブ及び制作計画について協力し、合意する。</b> <b>・もし追悼式を閉会式のプログラムに組み込むことにより追加の費用が生じる場合には、かかる追加の費用はIOCによって負担されることとする。</b>
4	CER 12 - オリンピック月桂冠賞* 開会式のシナリオに、オリンピズムに目覚ましい貢献を行った個人に対する、オリンピック月桂冠賞(または同賞に関してIOCで決定されるその他の称号)の授与式のためのプログラムが含まれることを確保する。	CER 12 オリンピック月桂冠賞 オリンピック競技大会のみにおいて、開会式のシナリオに、オリンピズムに目覚ましい貢献を行った個人に対する、オリンピック月桂冠賞授与式のためのプログラムが含まれることを確保する。選考はIOCがその儀式のために指名した審査員が行う。	文言修正	<b>CER 12 - オリンピック月桂冠賞</b> ・オリンピック競技大会のみにおいて、開会式のシナリオに、オリンピズムに目覚ましい貢献を行った個人に対する、オリンピック月桂冠賞授与式のためのプログラムが行う。 <b>・IOCとOCOGは、オリンピック月桂冠賞を開会式のプログラムに組み込むことによりオリンピック月桂冠賞を実施しない閉会式と比較して追加の費用がかからないようにするために、クリエイティブ及び制作計画について協力し、合意する。</b> <b>・もしオリンピック月桂冠賞を開会式のプログラムに組み込むことにより追加の費用が生じる場合には、かかる追加の費用はIOCによって負担されることとする。</b>
5	OTR 12 - パラリンピック聖火リレー(PTR)に関する提案の承認* ・PTRとパラリンピック競技大会のメッセージ、ビジョン、価値が一致していることを保証する。 ・以下を承認のためにIPCに提出する。 一PTRのビジョンと全体の規模 一PTR運営計画 一PTRスポンサー計画 一英国のストーク・マンデビルでの採火後の目的地を全体のPTRコミュニケーションに組み込んだ、PTRコミュニケーション計画。これは、プレスリリース、その他の発表、編集者への案内、聖火リレールート地図への記載及びパラリンピック競技大会開会式の聖火到着／聖火台点火の場面を含むものとする。 一各組織における聖火ランナーズロット(枠)が付与される前の、聖火ランナーの人数と聖火ランナーの割当計画。PTRの最後の3日間に、開催都市内で最低50名分の聖火ランナーズロットがIPCに提供されるものとする。 一残ったトーチの処理計画	OTR 12 - パラリンピック聖火リレー(PTR)提案の承認 ・PTRとパラリンピック競技大会のメッセージ、ビジョン、価値が一致していることを保証する。 ・以下を承認のためにIPCに提出する。 一ビジョンと全体の規模 一運営計画 一スポンサー計画 一英国のストーク・マンデビルでの採火後の目的地を全体のコミュニケーションに組み込んだ、コミュニケーション計画。これは、プレスリリース、その他の発表、編集者への案内、聖火リレールート地図への記載及びパラリンピック競技大会開会式の聖火到着／聖火台点火の場面を含むものとする。 一各組織における聖火ランナーズロット(枠)が付与される前の、聖火ランナーの人数と聖火ランナーの割当計画。PTRの最後の3日間に、開催都市内で最低50名の聖火ランナーズロットがIPCに提供されるものとする。 一残ったトーチの処理計画	文言修正	<b>OTR 12 - パラリンピック聖火リレー(PTR)に関する提案の承認</b> ・PTRとパラリンピック競技大会のメッセージ、ビジョン、価値が一致していることを保証する。 ・以下を承認のためにIPCに提出する。 一ビジョンと全体の規模 一運営計画 一スポンサー計画 一英国のストーク・マンデビルでの採火後の目的地を全体のコミュニケーションに組み込んだ、コミュニケーション計画。これは、プレスリリース、その他の発表、編集者への案内、聖火リレールート地図への記載及びパラリンピック競技大会開会式の聖火到着／聖火台点火の場面を含むものとする。 一各組織における聖火ランナーズロット(枠)が付与される前の、聖火ランナーの人数と聖火ランナーの割当計画。PTRの最後の <b>2~3</b> 日間に、開催都市内で最低50名の聖火ランナーズロットがIPCに提供されるものとする。 一残ったトーチの処理計画
6	PRS 05 - オリンピックインフォメーションサービス(OIS)／パラリンピックインフォメーションサービス(PIS) ・OISとPISの提供においてIOCを支援する。これ(OIS/PIS)はアクレディテーションを付与されたメディアに継続的に情報を提供し、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の最高の報道の達成を支援するための、プロフェッショナルなスポーツ報道及び情報サービスである。OISとPISの内容は、大会のINFO+システムで公開され、オリンピックデータフィード(ODF)を通じて配信される。OISとPISの内容は、英語で記述される。	PRS 05 - オリンピックインフォメーションサービス(OIS)／パラリンピックニュースサービス(PNS) ・OISとPNSの提供においてIOCを支援する。これ(OIS/PNS)はアクレディテーションを付与されたメディアに継続的に情報を提供し、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の最高の報道の達成を支援するための、プロフェッショナルなスポーツ報道及び情報サービスである。OISとPNSの内容は、大会のINFO+システムで公開され、オリンピックデータフィード(ODF)を通じて配信される。OISとPNSの内容は、英語で記述される。	文言修正	<b>PRS 05 - オリンピックインフォメーションサービス(OIS)</b> ・OISの提供においてIOCと <b>IPC</b> を支援する。これ(OIS)はアクレディテーションを付与されたメディアに継続的に情報を提供し、オリンピック競技大会とパラリンピック競技大会の最高の報道の達成を支援するための、プロフェッショナルなスポーツ報道及び情報サービスである。OISの内容は、大会のINFO+システムで公開され、オリンピックデータフィード(ODF)を通じて配信される。OISの内容は、英語で記述される。

## 2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に対する付属合意書№3

### 添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2016の適用に対する例外 - 大会運営要件2016年12月版

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション3に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、JOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2016年12月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する（修正箇所は、**太字及び下線**で表記する）。開催都市契約大会運営要件2015について\*を付記した項目は、付属合意書№ 1で修正に合意した項目である。付属合意書№ 3のセクション1に従い、付属合意書№ 1は、全体として付属合意書№ 3に置き換えられる。

ID	開催都市契約大会運営要件 2015	開催都市契約大会運営要件 2016	状況	開催都市契約大会運営要件2016の修正
7	<p>NCS 07 - 渡航補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック競技大会に参加する各選手のNOC並びにパラリンピック競技大会に参加する各選手のNPCに、渡航補助金を提供する。</li> <li>・各NOCとNPCの渡航補助金の額は、以下に基づき米ドルで計算され、伝達されるものとする。</li> <li>—公表されている、手数料を払って予約変更することが可能なエコノミークラスの最低往復運賃。NOC/NPCの首都(NOC/NPCが合意する場合は他の都市、すなわちオーストラリアではシドニー)からオリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の公式通関手続地(POE)までの区間</li> <li>—可能な場合、オリンピックまたはパラリンピック競技大会の選手村の開村日及び閉村日に、POEで入国・出国する場合の航空運賃。両日におけるPOEとNOC/NPCの首都の間の移動が不可能な場合、最低のエコノミー料金が適用される両日に近い日が選択される</li> <li>—最短経路</li> <li>—空港使用料及び税を含む</li> <li>—乗り継ぎ費用は含まれない</li> <li>—キャンペーン航空券料金と格安航空会社は除外される</li> </ul>	<p>NCS 07 - 渡航補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック競技大会に参加する各選手のNOC並びにパラリンピック競技大会に参加する各選手のNPCに、渡航補助金を提供する。</li> <li>・各NOCとNPCの渡航補助金の額は、以下に基づき米ドルで計算され、伝達されるものとする。</li> <li>—公表されている、手数料を払って予約変更することが可能なエコノミークラスの最低往復運賃。NOC/NPCの首都(NOC/NPCが合意する場合は他の都市、すなわちオーストラリアではシドニー)からオリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の公式通関手続地(POE)までの区間</li> <li>—可能な場合、オリンピックまたはパラリンピック競技大会の選手村の開村日及び閉村日に、POEで入国・出国する場合の航空運賃。両日におけるPOEとNOC/NPCの首都の間の移動が不可能な場合、最低のエコノミー料金が適用される両日に近い日が選択される</li> <li>—最短経路</li> <li>—空港使用料及び税を含む</li> <li>—乗り継ぎ費用は含まれない</li> <li>—キャンペーン航空券料金と格安航空会社は除外される</li> </ul>	文言修正	<p>NCS 07 - 渡航補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック競技大会に参加する各選手のNOC並びにパラリンピック競技大会に参加する各選手のNPCに、渡航補助金を提供する。</li> <li>・各NOCとNPCの渡航補助金の額は、以下に基づき<b>日本円</b>で計算され、伝達され、<b>支払われる</b>ものとする。</li> <li>—公表されている、手数料を払って予約変更することが可能なエコノミークラスの最低往復運賃。NOC/NPCの首都(NOC/NPCが合意する場合は他の都市、すなわちオーストラリアではシドニー)からオリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の公式通関手続地(POE)までの区間</li> <li>—可能な場合、オリンピックまたはパラリンピック競技大会の選手村の開村日及び閉村日に、POEで入国・出国する場合の航空運賃。両日におけるPOEとNOC/NPCの首都の間の移動が不可能な場合、最低のエコノミー料金が適用される両日に近い日が選択される</li> <li>—最短経路</li> <li>—空港使用料及び税を含む</li> <li>—乗り継ぎ費用は含まれない</li> <li>—キャンペーン航空券料金と格安航空会社は除外される</li> </ul>
8		<p>VEN 10 - 水質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テストイベントと大会本番時の両方において、選手が競技を行う場所の自然環境の水質が国内法とIF基準を満たすことを確保する。</li> <li>・関係機関と調整し、関連する競技エリアについて大会準備期間中に水質の適切な調査を行うことを確保する。また、合意した頻度で関連データをIFとIOCに提出する。</li> </ul>	文言修正	<p>VEN 10 - 水質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会本番時において、選手が競技を行う場所の自然環境の水質が国内法とIF基準を満たすことを確保する。</li> <li>・<b>IOCとIFとの合意に基づき、柔軟な形でテストイベント時に水質の試験を行う。</b></li> <li>・関係機関と調整し、関連する競技エリアについて大会準備期間中に水質の適切な調査を行うことを確保する。また、合意した頻度で関連データをIFとIOCに提出する。</li> </ul>
9	<p>VEN 15 - 障がいのある全ステークホルダーのためのアクセシビリティ*</p> <p>会場のモビリティサービスが策定され、整備されることを確保する。このサービスは、移動に制限のあるステークホルダーの個人的な移動が援助されるように設計されるものとする。このサービスは、交通機関の乗り場からアクセスを個人に許可しているオリンピック及びパラリンピック会場内及び周囲の全てのエリア内で利用可能であるべきである。</p>	<p>VEN 17 - 障がいのある全ステークホルダーのためのアクセシビリティ</p> <p>会場のモビリティサービスが策定され、整備されることを確保する。このサービスは、移動に制限のあるステークホルダーの個人的な移動が援助されるように設計されるものとする。このサービスは、交通機関の乗り場からアクセスを個人に許可しているオリンピック及びパラリンピック会場内及び周囲の全てのエリア内で利用可能であるべきである。</p>	文言修正	<p>VEN 17 - 障がいのある全ステークホルダーのためのアクセシビリティ</p> <p><b>重いす及びスタッフによる移動支援を含む</b>会場のモビリティサービスが策定され、整備されることを確保する。このサービスは、移動に制限のあるステークホルダーの個人的な移動が援助されるように設計されるものとする。このサービスは、交通機関の乗り場からアクセスを個人に許可しているオリンピック及びパラリンピック会場内及び周囲の全てのエリア内で利用可能であるべきである。</p>
10		<p>SIG 01 - 道案内サインプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場内、公共及び都市地域での大会関係道案内サインは、関係当局と協力し、計画、設計、設置、維持、撤去及び再利用されるものとする。</li> <li>・当該プログラムをIOCに提出し承認を得ること。</li> </ul>	文言修正	<p>SIG 01 - 道案内サインプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場内、公共及び都市地域での大会関係道案内サインは、関係当局と協力し、計画、設計、設置、維持、撤去及び再利用されるものとする。</li> <li>・<b>デリバリーパートナーと協力して、既存のサインの整備状況も勘案し、柔軟に対応する。</b></li> <li>・当該プログラムをIOCに提出し承認を得ること。</li> </ul>
11	<p>ACM 05 - ステークホルダーグループの宿泊要件表</p> <p>■夏季客室 メディア 放送局プロダクション ライツホルダープロダクション - NBC ライツホルダープロダクション - その他</p>	<p>ACM 05 - ステークホルダーグループの宿泊要件表</p> <p>■夏季客室 メディア 放送局プロダクション ライツホルダープロダクション - NBC</p>	文言修正	<p>「ACM 05 - ステークホルダーグループの宿泊要件表」の以下の項目は次のとおり修正する。</p> <p>[...]</p> <p>■夏季客室 メディア 放送局プロダクション ライツホルダープロダクション - NBC <b>ライツホルダープロダクション - その他</b></p>
12	<p>ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表 *</p> <p>■夏季客室 ・IPC 450</p>	<p>ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表</p> <p>■夏季客室 ・IPC 450</p>	<p>文言修正</p> <p>備考: ORの要件は放棄され、450室の代わりに、TMの350室の数字を維持する。PFHの総客室数は、OR2015のAddendum№ 1で定めた通りの895室が維持される。</p> <p>IPCは合計895室を超過しないようにPFHに宿泊する各グループの割当部屋数を精査する。IPCにより購入されるPFHのどの部屋においても立候補時のレートが守られることとする。加えてIOSDやNPC、OC、PSグループにおいても同様に立候補時のレートが保たれるものとする。</p>	<p>「ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表」の以下の項目は次のとおり修正する。</p> <p>[...]</p> <p>■夏季客室 ・IPC <b>350</b></p>

## 2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に対する付属合意書№3

### 添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2016の適用に対する例外 - 大会運営要件2016年12月版

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション3に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、JOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2016年12月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する（修正箇所は、**太字及び下線**で表記する）。開催都市契約大会運営要件2015について\*を付記した項目は、付属合意書№ 1で修正に合意した項目である。付属合意書№ 3のセクション1に従い、付属合意書№ 1は、全体として付属合意書№ 3に置き換えられる。

ID	開催都市契約大会運営要件 2015	開催都市契約大会運営要件 2016	状況	開催都市契約大会運営要件2016の修正
13	ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表 *  ■夏季客室 ・メディア / 記事報道機関及び写真報道機関 / 800 ・メディア / 放送制作スタッフ(ライツホルダー(RHB))及びオリンピック放送組織(OBO) / 3,500	ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表  ■夏季客室 ・メディア / 記事報道機関及び写真報道機関 / 500 ・メディア / 放送制作スタッフ(ライツホルダー(RHB))及びオリンピック放送組織(OBO) / 2500	文言修正	「 <b>ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表</b> 」の以下の項目は次のとおり修正する。 ■夏季客室:以下のステークホルダー向けとして <b>2000室</b> ・メディア / 記事報道機関及び写真報道機関 ・メディア / 放送制作スタッフ(ライツホルダー(RHB))及びオリンピック放送組織(OBO)
14	ACM 19 - 大会付属サービス * ・ホテルに働きかけて、大会開催期間中の全ての料金(ファンクションスペース、会議室、飲食など)が合理的な通常の慣習的なレートで保証されることを確保する。 ・大会期間中、ホテルが標準の予約／キャンセル方針に従ってファンクションスペース／ファンクションルームの100パーセントの提供を保証することを確保する。	ACM 19 - 大会付属サービス ・ホテルに働きかけて、大会開催期間中の全ての料金(ファンクションスペース、会議室、飲食など)が合理的な通常の慣習的なレートで保証されることを確保する。 ・大会期間中、ホテルが標準の予約／キャンセル方針に従ってファンクションスペース／ファンクションルームの100パーセントの提供を保証することを確保する。	文言修正	<b>ACM 19 - 大会付属サービス</b> ・ホテルに働きかけて、大会開催期間中の全ての料金(ファンクションスペース、会議室、飲食など)が合理的な通常の慣習的なレートで保証されることを確保する。 ・大会期間中、 <b>オリンピックファミリーホテル及びマーケパートナーホテル</b> が標準の予約／キャンセル方針に従ってファンクションスペース／ファンクションルームの100パーセントの提供を保証することを確保する。
15	MED 06 - 選手村の総合診療所(ポリクリニック) * ・選手村に総合診療所(ポリクリニック)を設置し、選手と役員に総合的医療を提供する。総合診療所は、IOC医事委員会のオフィスと会議室のための適切なスペースを設けるものとする。医師、看護師、薬剤師、歯科医、理学療法士、検眼士及び以下の専門家を配置するものとする。 — 1日16時間のプライマリ・ケア、スポーツ医学、専門医療サービス、薬局サービス、マッサージを含む理学療法、放射線((現場における)超音波、X線、MRI、CT、必要に応じてその他の方法による画像診断)及び検眼 — 24時間の救急医療サービス	MED 06 - 選手村の総合診療所(ポリクリニック) ・選手村に総合診療所(ポリクリニック)を設置し、選手と役員に総合的医療を提供する。総合診療所は、IOC医事委員会のオフィスと会議室のための適切なスペースを設けるものとする。医師、看護師、薬剤師、歯科医、理学療法士、検眼士及び以下の専門家を配置するものとする。 — 1日16時間のプライマリ・ケア、スポーツ医学、専門医療サービス、薬局サービス、マッサージを含む理学療法、放射線((現場における)超音波、X線、磁気共鳴断層撮影(MRI)、コンピューター断層撮影(CT)、必要に応じてその他の方法による画像診断)及び検眼 — 24時間の救急医療サービス	文言修正	<b>MED 06 - 選手村の総合診療所(ポリクリニック)</b> ・選手村に総合診療所(ポリクリニック)を設置し、選手と役員に総合的医療を提供する。総合診療所は、IOC医事科学委員会のオフィスと会議室のための適切なスペースを設けるものとする。医師、看護師、薬剤師、歯科医、理学療法士、検眼士及び以下の専門家を配置するものとする。 — 1日16時間のプライマリ・ケア、スポーツ医学、専門医療サービス、薬局サービス、マッサージを含む理学療法、放射線((現場における)超音波、X線、磁気共鳴断層撮影(MRI)、コンピューター断層撮影(CT)、必要に応じてその他の方法による画像診断)及び検眼 — 24時間の救急医療サービス  <b>以下の条件を満たす場合には、OCOGは、選手村のポリクリニック内におけるCT装置の代わりに、選手村から3km圏内の病院にあるCT装置を使用することができる:</b> ・当該病院は、 <b>アスリートに対し、病院における待ち時間なしに1日3回のCT撮像を行うことが十分に可能であること。</b> ・アスリートへのCT撮像が、 <b>当該病院におけるCT装置の緊急利用又は一般患者による利用に影響を及ぼさないこと。</b> ・当該病院は <b>アスリートに対して同日予約を受け付けること。</b> ・OCOGは、 <b>病院までの往復輸送サービスを提供すること。</b> ・アスリートの病院到着時に <b>迎え出て、CT装置までエスコートすること。</b>
16	MED 12 - 外国の医療専門家の診察する権利 ・NOCと同行する医療専門家が、選手村総合診療所を通じて担当の選手団を治療し、医療検査を指示し、薬を処方することが法的に許可されることを確保する。登録が要求される場合、医師またはNOCが無料で登録できる簡単なプロセスが規定されるものとする。この登録プロセスは、承認のためにIOCに提出されるものとする。	MED 12 - 外国の医療専門家の診察する権利 ・必要な場合、開催国の関係当局と調整し、NOCと同行する医療専門家が、選手村総合診療所を通じて担当の選手団を治療し、医療検査を指示し、薬を処方することが法的に許可されることを確保する。登録が要求される場合、医師またはNOCが無料で登録できる簡単なプロセスが規定されるものとする。IFの医師及び、メディア、TOPパートナー等その他のアクレディテーションを付与されたグループを診察する医師も必要に応じ登録すること。この登録プロセスは、承認のためにIOCに提出されるものとする。	文言修正	<b>MED 12 - 外国の医療専門家の診察する権利</b> ・必要な場合、開催国の関係当局と調整し、NOCと同行する医療専門家が、選手村総合診療所を通じて担当の選手団を治療し、医療検査を指示し、薬を処方することが法的に許可されることを確保する。登録が要求される場合、医師またはNOCが無料で登録できる簡単なプロセスが規定されるものとする。IFの医師及び、その他のアクレディテーションを付与されたグループを治療する医師についても、 <b>当局より必要と認められた場合は登録すること。</b> この登録プロセスは、承認のためにIOCに提出されるものとする。
17	TEC 03 - インターネットインフラ * 地理的に分散した複数のグローバルインターネット相互接続点と相互接続点から各会場／サイトまでの地理的に独立した経路との直接の接続により、大会のインターネットサービスの論理的にも物理的にも回復力のある供給を確保する。	TEC 03 - インターネットインフラ ・地理的に分散した複数のグローバルインターネット相互接続点と相互接続点から各会場／サイトまでの地理的に独立した経路との直接の接続により、大会のインターネットサービスの論理的にも物理的にも回復力のある供給を確保する。	文言修正	<b>TEC 03 - インターネットインフラ</b> ・地理的に分散した複数のグローバルインターネット相互接続点と相互接続点から各会場／サイトまでの地理的に独立した経路との直接の接続等により、大会のインターネットサービスの論理的にも物理的にも回復力のある供給を確保する。 <b>最終的なソリューションは、OCOG、IOC、Atos、OBS及び国内通信事業者の合意による。</b>
18	TEC 06 - テレコムサービスソリューションの展開 * 展開されるテレコムサービスソリューションが、オリンピック競技大会の2年前までに定義され、承認されることを確保する。	TEC 06 - テレコムサービスソリューションの展開 展開されるテレコムサービスソリューションが、オリンピック競技大会の2年前までに定義され、承認されることを確保する。	文言修正	<b>TEC 06 - テレコムサービスソリューションの展開</b> ・展開されるテレコムサービスソリューションの <b>主要な内容</b> が、オリンピック競技大会の2年前までに定義され、承認されることを確保する。 ・ <b>最終的なソリューションは、OCOG、IOC及びOBSの間で合意される。この最終的なソリューションには、WAN、データセンター及びクラウドなどの重要な通信ソリューションに関する既合意事項への変更も含む。</b>

## 2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に対する付属合意書№3

### 添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2016の適用に対する例外 - 大会運営要件2016年12月版

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション3に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、JOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2016年12月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する（修正箇所は、**太字及び下線**で表記する）。開催都市契約大会運営要件2015について\*を付記した項目は、付属合意書№ 1で修正に合意した項目である。付属合意書№ 3のセクション1に従い、付属合意書№ 1は、全体として付属合意書№ 3に置き換えられる。

ID	開催都市契約大会運営要件 2015	開催都市契約大会運営要件 2016	状況	開催都市契約大会運営要件2016の修正
19	TEC 09 - サプライヤーとプロバイダーの知識継承 * OCOGによりテクノロジーサプライヤーとの間で結ばれる全ての契約要件の中に、プロバイダーが以下の要件を含めることを確保する。 —IOC及びIOCが指定した関係する第三者に、サービス及び製品の提供に関する進捗状況を定期的に連絡する —大会の準備及び開催の間に実際に提供されたサービス及び製品を詳細に記述した報告書を、OCOGとIOCに提出する —OCOGまたはIOCからの要求に基づき、将来のOCOGに有利な知識継承(TOK)に関する会議、ワークショップ、報告会またはその他の関連する活動をサプライヤーの費用で準備及び参加する	TEC 09 - サプライヤーとプロバイダーの知識継承 (TOK) ・OCOGによりテクノロジーサプライヤーとの間で結ばれる全ての契約要件の中に、プロバイダーが以下の要件を含めることを確保する。 —IOC及びIOCが指定した関係する第三者に、サービス及び製品の提供に関する進捗状況を定期的に連絡する —大会の準備及び開催の間に実際に提供されたサービス及び製品を詳細に記述した報告書を、OCOGとIOCに提出する —OCOGまたはIOCからの要求に基づき、将来のOCOGに有利な知識継承(TOK)に関する会議、ワークショップ、報告会またはその他の関連する活動をサプライヤーの費用で準備及び参加する	文言修正	TEC 09 - サプライヤーとプロバイダーの知識継承(TOK) ・OCOGによりテクノロジーサプライヤーとの間で結ばれる全ての契約要件の中に、プロバイダーが以下の要件を含めることを確保する。 —IOC及びIOCが指定した関係する第三者に、サービス及び製品の提供に関する進捗状況を定期的に連絡する —大会の準備及び開催の間に実際に提供されたサービス及び製品を詳細に記述した報告書を、OCOGとIOCに提出する —OCOGまたはIOCからの要求に基づき、将来のOCOGに有利な知識継承(TOK)に関する会議、ワークショップ、報告会またはその他の関連する活動をサプライヤーの <b>合理的な費用(例えば移送費、宿泊費を含む)</b> で準備及び参加する
20	FIN 07 - 保険の方針 * ・「FIN付属書1 - OCOGの保険に関する規定」に規定されているように、保険を調達し、維持する。 ・大会に関連したキャンセル保険(必須ではない)を取得する前に、IOCにOCOGの計画を連絡する。	FIN 07 - 保険の方針 ・「FIN付属書1 - OCOGの保険に関する規定」に規定されているように、保険を調達し、維持する。 ・大会に関連したキャンセル保険(必須ではない)を取得する前に、IOCにOCOGの計画を連絡する。	文言修正	FIN 07 - 保険の方針 OCOGは、ORIに合致する形で効率かつ適切な保険プログラムを構築するものとする。OCOGが、リスク分析及び保険市場の経済合理性等を考慮した結果、ORと異なる提案をする場合には、IOCの事前の書面による同意を必要とする。
21	GAM 04: 大会デリバリー計画 * ・大会デリバリー計画は、最低でも以下の要素を確実に含むものとする。 —HCCとオリンピック憲章の要件 —立候補ファイルで述べた内容が含まれるコミットメントレジスター —リーガルレジスター (IOCのジェネリックリーガルレジスターに基づき、(i) HCCまたは立候補コミットメントの様々な要件に関する法律と他の規制または法令を特定し、(ii)立候補コミットメントを果たし、合意された運営のタイムラインを遵守しながら、HCC に準拠した大会の開催に必要な規制措置(一時的な免除、修正または新規制定)の一覧 —持続可能性の法令一覧(持続可能性/環境に関する立候補コミットメントと建設タイムラインに沿った、開催国で施行されている全ての持続可能性関連/環境関連の法律の一覧) —OCOG固有のマイルストーン(関連するデリバリーパートナーの主要なマイルストーンを含む)	GAM 04 - 大会デリバリー計画 (GDP) ・IOC及びIPCと協力して、GDP (IOCと IPCのジェネリックGDPに基づく)を規定する。GDPには、開催都市、開催国NOC、OCOGがHCCに基づく全ての要件を実行する際に遵守されるべき主な計画策定の枠組みと義務的なスケジュールが記述される。各OCOG固有のGDPの初版は、GFPと同時にIOCに提出し、承認を受けるものとする。 ・GDPは、最低でも以下の要素を確実に含むものとする。 —HCCとオリンピック憲章の要件 —立候補ファイルで述べた内容が含まれるコミットメントレジスター(「立候補コミットメント」) —IOCジェネリックリーガルレジスターに基づく、リーガルレジスター(具体的には下記のもの) —HCCまたは立候補コミットメントの様々な要件に関する法律、他の規制または法令を特定するもの —立候補コミットメントを果たし、合意された運営のタイムラインを遵守しながら、HCC に準拠した大会の開催に必要な規制措置(一時的な免除、修正または新規制定)の一覧 —持続可能性の法令一覧(持続可能性/環境に関する立候補コミットメントと建設タイムラインに沿った、開催国で施行されている全ての持続可能性関連/環境関連の法律の一覧) —OCOG固有のマイルストーン(関連するデリバリーパートナーの主要なマイルストーンを含む) ・IPCとの共同作業により、パラリンピック固有の内容を特定及び統合し、IPCから最初の承認を受けるとともに、パラリンピック固有の内容の変更管理プロセスに関して合意する。	文言修正  NOTE: 大会デリバリープランのコンセプトはTokyo 2020には適用されない。しかしながら、大会デリバリープランの内容はTokyo 2020が現在、プロジェクトモニタリングの一部としてIOCとともに取り組んでいるものと同様のものである(マスタースケジュール、リスクレジスター、コミットメントレジスター、等)。	GAM 04 - OCOGマスタースケジュール OCOGは、IOCが規定し、当該マニュアルに記載された技術要件に従い、OCOGマスタースケジュール(一般マスタースケジュールに基づく)を策定する。初版は、大会基本計画と併せてIOCに提出し、IOCによる承認を得なければならない。OCOGは、OCOGとIOC間で合意した「変更管理プロセス」に従い、OCOGマスタースケジュールに対するレビューと承認を受けるため、定期的に提出すること。OCOGマスタースケジュールの初版以降のバージョンにおけるいかなる変更に関しても、IOCおよびOCOGのエグゼクティブによる承認を受けなければならない。マスタースケジュールに加え、OCOGは以下を管理し、定期的に報告すること: -立候補コミットメントの一覧 -OCOGリーガルレジスター: IOCの一般的リーガルレジスターに基づき、(i) HCCまたは立候補コミットメントの様々な要件に関する法律と他の規制または法令を特定し、(ii)HCCに準拠して大会を実施し、立候補コミットメントを果たし、合意された実施のタイムラインを遵守するのに必要な規制措置(一時的な免除、修正または新規制定)を一覧にしたもの
22	SUS 04 - 持続可能性マネジメントシステム * 持続可能な大会の実施に重要な、組織の主要な活動を扱った持続可能性マネジメントシステムを構築し、遅くとも大会の3年前に、このシステムがISO 20121規格の要件に準拠していることが第三者によって確認されることを確保する。持続可能性マネジメントシステムは、以下の活動を含まなければならない。~	SUS 06 - 持続可能性マネジメントシステム (SMS) ・上記の持続可能性戦略(SUS 01—持続可能性戦略)に従って、持続可能なオリンピック及びパラリンピック競技大会の実施に重要となる組織の主要な活動を扱うSMSを構築する。 ・本システムがISO20121:2012 規格の要求事項に則っていることを、第三者に認証されること。	合意  注記: 付属合意書No.1で合意した通り、持続可能性マネジメントシステムは、遅くとも大会の2年前に実施される。	
23	TKT 25 - チケット管理システムのプロバイダー * ・使用されるチケット管理システムが、IOC指名のチケット管理システムプロバイダーから提供されるものであることを確保する。IOCがこのようなプロバイダーを指名していない場合、OCOGのチケット管理システムプロバイダーの指名は、IOCによる承認を受けることになる。	TKT 25 - チケット管理システムのプロバイダー ・使用されるチケット管理システムが、IOC指名のチケット管理システムプロバイダーから提供されるものであることを確保する。IOCがこのようなプロバイダーを指名していない場合、OCOGのチケット管理システムプロバイダーの指名は、IOCによる承認を受けることになる。	適用除外	

## 2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に対する付属合意書N°3

### 添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2016の適用に対する例外 - 大会運営要件2016年12月版

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション3に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、JOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2016年12月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する（修正箇所は、**太字及び下線**で表記する）。

開催都市契約大会運営要件2015について\*を付記した項目は、付属合意書N° 1で修正に合意した項目である。付属合意書N° 3のセクション1に従い、付属合意書N° 1は、全体として付属合意書N° 3に置き換えられる。

ID	開催都市契約大会運営要件 2015	開催都市契約大会運営要件 2016	状況	開催都市契約大会運営要件2016の修正
24	BRS Annex 1 23. 放送用途と運営のための配電	BRS Annex 1 23. 放送用途と運営のための配電  ・3つの個別のベクトル成分からなるIBCの電力使用要件を確保する。 —放送局の運営を支援するために必要となる電力(RHB およびOBSへ配電可能) —放送エリアのHVACのために必要となる電力(HVAC電力) —一般的なIBCのビルサービスをサポートするために必要となる電力(ハウス電源)	文言修正	<b>BRS Annex 1</b> <b>23. 放送用途と運営のための配電</b>  ・3つの個別のベクトル成分からなるIBCの電力使用要件を確保する。(Ensure that IBC power usage requirements can be considered the vector of three <b>discrete</b> constituents) —放送局の運営を支援するために必要となる電力(RHBおよびOBSへ配電可能) —放送エリアのHVACのために必要となる電力(HVAC電力) —一般的なIBCのビルサービスをサポートするために必要となる電力(ハウス電源)
25	BRS Annex 1 39. デイリーブリーフィング ・OBSが放送事業者との毎日の報告会を開くための十分なスペース、家具、演壇及び音響視覚(AV)設備を提供する。	BRS Annex 1 39. デイリーブリーフィング ・OBSが放送事業者との毎日の報告会を開くための十分なスペース、家具、演壇及び音響視覚(AV)設備、及びIBCの適切な放送ケーブルへのケーブル経路を提供する。	文言修正	<b>BRS Annex 1</b> <b>39. デイリーブリーフィング</b> ・OBSが放送事業者との毎日の報告会を開くための十分なスペース、家具、演壇及び音響視覚(AV)設備、及びIBCの適切な放送ケーブルへのケーブル経路を提供する。 <b>デイリーブリーフィングへのケーブルパス計画に必要な情報は、適時OBSから提示する。</b>
26	BRS Annex 3 放送照明に関する規定 [...] Broadcast Work Areas	BRS Annex 3 放送照明に関する規定 [...] Broadcast work reas	文言修正	<b>BRS Annex 3</b> <b>放送照明に関する規定</b> <b>[...] Broadcast work areas</b>